

令和7年度労使関係セミナー

「カスタマーハラスメント対策

～判例の動向や法改正のポイント～」

顧客や取引先による著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント(カスハラ))については、労働者の就業環境が害されることのないよう、雇用管理上必要な措置を講じることを事業主に義務づける改正労働施策総合推進法が本年6月に成立しました。

今年度のセミナーは、成蹊大学教授の原 昌登先生をお迎えして、カスハラについて、主に使用者に求められる対策に関する講演と最近の紛争事例に関するパネルディスカッションを行い、労使双方が働きやすい職場をめざしてどのように対応していくかについて考えます。

参加費
無料

日 時

令和7年10月20日(月)

13:30 ～ 16:30(開場13:00)

定 員

150名

(先着順)

会 場

広島YMCA国際文化センター「国際文化ホール」

(広島市中区八丁堀7-11広島YMCA本館地下1階) ※裏面参照

【基調講演】(13:30～)

講師：原 昌登氏

中央労働委員会東日本区域地方調整委員
成蹊大学法学部法律学科教授



【パネルディスカッション】(15:00～)

労働トラブルの事例をもとに、検討を行います。

コーディネーター：原 昌登氏

パネリスト：山川 和義氏 広島県労働委員会会長・広島大学大学院教授

有本 慎氏 弁護士(広島弁護士会)

積河内 弘樹氏 特定社会保険労務士(広島県社会保険労務士会)

◆ 申し込み方法 ◆

「広島県電子申請システム」又はFAXで受付けます。詳細は裏面をご覧ください。

◇主催◇ 中央労働委員会、労働紛争解決ネット広島

(広島労働局、日本司法支援センター広島地方事務所、広島県商工労働局、
広島県労働委員会、社労士会労働紛争解決センター広島、広島弁護士会)

◇協賛◇ 鳥取県労働委員会、島根県労働委員会、岡山県労働委員会、山口県労働委員会

《お問い合わせ》

広島県労働委員会事務局

TEL 082-513-5162

FAX 082-228-2075

労使関係セミナーの参加申込・会場案内



①広島県電子申請システムによる申込み

広島県庁のホームページから検索>>>

労使関係セミナー

検索

②FAXによる申込み

申込書に必要事項を記載して、FAX（082-228-2075）してください。
〔申込書〕

企業・団体名		担当者 所属・氏名	
連絡先	TEL () -	FAX () -	

参加者	(上欄)所属・役職／(下欄)氏名	(上欄)所属・役職／(下欄)氏名	(上欄)所属・役職／(下欄)氏名

〔会場案内〕



広島YMCA国際文化センター
(本館地下1F国際文化ホール)

《交通の御案内》

徒歩

- ・「JR広島駅」から徒歩約20分。
- ・「広島バスセンター」から徒歩約5分。

バス

- ・広島駅南口(在来線側)のバスのりばから八丁堀方面行きのバスに乗り、「八丁堀」バス停で下車。バス乗車時間約10分。下車後、北西方向へ徒歩約5分

路面電車

- ・広島駅南口(在来線側)の広島電鉄のりばから、1番「広島港(宇品)」線、2番「広島宮島口」線又は6番「江波」線に乗り、「立町」電停で下車。下車後、北方向へ徒歩約3分。

アストラムライン

- ・「県庁前」駅で下車。下車後、東2出口(市民病院出口)から東方向へ徒歩約5分。

《駐車場の御案内》

- ・お車で越しの方は、YMCAの立体駐車場(有料)をご利用ください。
ただし、車高が160cmを越えるお車と3ナンバーのお車の入庫はできませんのでお近くの一般駐車場をご利用ください。

※会場は敷地内を含めて禁煙です。

